

南種子町告示第 63 号

南種子町地域・防災情報送受信 DX 事業業務プロポーザル審査会要領を次のように定めた。

令和 7 年 6 月 13 日

南種子町長 小園 裕康



南種子町地域・防災情報送受信 DX 事業業務プロポーザル審査会要領

(目的)

第1条 南種子町地域・防災情報送受信 DX 事業業務委託に係る事業者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、その手続を厳正かつ公平に行うため、南種子町地域・防災情報送受信 DX 事業業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、プロポーザルの選定において公平性を確保するため、次に掲げる事項を調査及び審議し、審査結果を町長に報告するものとする。

- (1) 実施要項、仕様書、選定方法等の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び受託候補者の決定に関すること。
- (3) その他当該プロポーザルの実施に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 審査会は次に掲げるもののうちから町長が選任する委員で構成する。

- (1) 業務委託及び物品調達等入札者等資格者推薦委員会
- (2) その他審査委員会が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本件における候補者が特定するまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は副町長をもって充てる。

- 2 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

(会議)

- 第6条 審査会は委員長が招集し、その議長を務める。
- 2 会議の議事は、出席委員の合議によって決定するものとする。

(庶務)

- 第7条 審査会の庶務は、南種子町役場企画課において処理する。

(補足)

- 第8条 この要領で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 7年 6月 日から施行する。
- 2 この要領は、業務の契約締結をもってその効力を失う。

南種子町地域・防災情報送受信 DX 事業業務プロポーザル審査委員

役職名	委 員	備 考
委 員 長	副町長	
副委員長	総務課長	
委 員	会計課長	業務委託及び物品調達等入札者等 資格者推薦委員会
	総務課財政係長	